

# 榎原磯城リトルシニア保護者会会則

## 第一章 総 則

(名 称)

**第1条** 本会は、『榎原磯城リトルシニア保護者会』(以下「本会」)と称する。

(事務局)

**第2条** 本会の事務局は、保護者会会長宅に置く。

(目 的)

**第3条** 本会は、榎原磯城リトルシニア会則にもとづき、チームのより良い野球環境を整え、活動全般に支援と協力することを通じて、選手の健全育成と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

**第4条** 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 練習グラウンドの確保および整備
2. 遠征時における選手の送迎と用具の搬送および応援
3. 練習・指導の際の補助的作業
4. 練習試合の審判およびアナウンス等の協力
5. 輪番制によるお茶当番などの賄い業務。
6. その他、本会の目的達成に必要と認める業務。

## 第二章 組織の構成と運営

(会 員)

**第5条** 本会は、第3条の趣旨に賛同する選手の保護者によって構成する。

2. 会員は、その保護する選手が退団した時点で、退会するものとする。

(機 関)

**第6条** 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

(会議の成立)

**第7条** 会議は、会長の招集で開き、構成員の二分の一以上の出席によって成立する。

(総 会)

**第8条** 総会は、最高の決議機関で、定期総会は、毎年原則として4月と9月に開く。臨時総会は構成員の3分の1以上の要求があったときおよび役員会が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。

2. 総会の議長は、構成員の中から選出し、出席構成員の二分の一以上の賛成をもって決する。

可否同数の場合は議長が決める。

3. 総会は、次のことを決める。

- ①会則の決定および変更。
- ②役員を選出および承認。
- ③予算および決算の承認。

④その他、本会の目的達成に必要なこと。

(役員会)

**第9条** 役員会は、会長が招集し、本会の運営に必要な事項を協議する。

2. 役員会の議長は、会長が務める。

(積立金)

**第10条** 本会は、各種イベント費用支出に伴い、月額2,000円を積み立てることとする。

### 第3章 役員

(役員)

**第11条** 本会は次の役員を置く。

|       |    |          |     |
|-------|----|----------|-----|
| ・会長   | 1名 | ・副会長     | 若干名 |
| ・会計   | 1名 | ・会計監査    | 若干名 |
| ・審判部長 | 1名 | ・車両部長    | 1名  |
| ・女性部長 | 1名 | ・アナウンス部長 | 1名  |

(役員職務)

**第12条** 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3. 会計は、会費の徴収と管理、および適正な執行に務め、総会に会計報告を行う。

4. 会計監査は、会計事務の監査を行い、総会に報告する。

5. 審判部長および車両部長、女性部長、アナウンス部長は、当該する各部を代表し統括する。

(役員選出)

**第13条** 会長および副会長、会計、会計監査は、総会で選出し、本部役員会の承認をうける。

2. 部長は、各部の指名にもとづき、総会で選出し、本部役員会の承認を受ける。

(役員任期)

**第14条** 役員任期は1年(10月～9月)とし、再任は妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。

(権限と責任)

**第15条** 役員は、本会の運営に関する一切の権限と責任を有する。ただし、本部に対する要望や意見具申は、会長を通じて行うものとする。

### 第4章 その他

(その他)

**第16条** 本会に定めない事項については、必要に応じて役員会で協議・決定し、会員の承認を得る。

(付則)

**第17条** 本会則は、平成18年1月29日から施行する。

2. 本会則は、平成18年4月30日に一部改正する。

3. 本会則は、平成20年1月20日に一部改正する。

